【児童福祉法】

障がいのある子どもとその家族に対する支援のため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援や障がい児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っています。

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行っています。

■利用状況

年 度 区 分	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4
実施箇所数	9(11)	11(12)	11(12)	11(13)	12(15)
利用者数(人)	90	96	94	106	127
利用延べ回数(回)	5, 023	5, 741	6,845	7, 434	7,509
支給額(千円)	51,072	63, 289	81,820	98, 363	99, 166

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行っています。

■利用状況

年 度 区 分	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4
実施箇所数	11(15)	12(17)	12(17)	12(16)	13(19)
利用者数(人)	181	181	176	189	205
利用延べ回数(回)	16,335	18, 507	19,468	22, 397	22,852
支給額(千円)	135, 174	161,953	184, 485	194, 149	197, 295

(3) 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への 適応のための専門的な支援を行っています。

■利用状況

年 度 区 分	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4
実施箇所数	3(3)	4(4)	4(4)	4(4)	6(6)
利用者数(人)	17	30	32	42	66
利用延べ回数(回)	45	68	110	348	383
支給額(千円)	589	740	1,771	5, 998	6,468

63 児童福祉法

2 障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に対し、相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行っています。

■利用状況

年 度 区 分	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4
実施箇所数	7(13)	9(15)	9(14)	11(15)	11(15)
利用者数(人)	276	260	273	271	313
支給額 (千円)	13, 180	17,097	18, 122	22,480	26, 105

64 児童福祉法